

プロローグ

中等教育における「評価」を考える場合、「教科」についてまず考える必要がある。また、教科ではないが「道徳、総合的な学習の時間、特別活動」などが教育の目標を達成するために設置されている。教科に対する評価と教科ではないが、「道徳、総合的な学習の時間、特別活動」に対する評価をどのように考えるかは重要であろう。道徳は中学校が対象である。「総合的な学習の時間」は教科の横断的・総合的・探究的な学習を行うことから、さらにその内容が多岐にわたる。本稿では特に「総合的な学習の時間」と「特別活動」の「評価」について考察するものである。

1 教科と評価

「教科と評価」の問題が大きく注目を浴びたのは「道徳」の教科化であろう。授業があればそこに評価が存在するのが学校である。これは社会で言えば、仕事についても同様で、その業績により評価が行われる。人事査定などと言われることもある。文部科学省のHPには以下のような掲載がある。

<参考>平成20年1月中教審答申の脚注（抜粋）

教科について法制上定義がなされている訳ではないが、一般的に、

(1) 免許（中・高等学校においては、当該教科の免許）を有した専門の教師が、(2) 教科書を用いて指導し、(3) 数値等による評価を行う、ものと考えられている。⁽¹⁾

さて、ここでもうひとつ気になることがある。それは「評定」と「評価」

である。調査書において教科・科目は「評定」、総合的な学習の時間は「評価」として記載することになっている。ちなみに特別活動は「記録」となる。すなわち、教科・科目の「評定」とは学習評価を意味し、最終的には数値化されることが前提であるといっていよう。

「評価」と「評定」

これまでしばしば混同されがちでしたが、「評価」＝「評定」ではありません。「評定」とは生徒個人の学習目標の達成度を学期末や学年末に5段階の数字で表すものです。これに対し「評価」は、指導の在り方を含む学習活動全体について行われ、教材・指導内容・指導計画等、指導方法の改善材料としても生かされるものです。⁽²⁾

学習指導要領の変更を受けて「第2章 新しい学習指導要領を踏まえた学習評価」では以下の観点が重要となろう。

① 関心・意欲・態度

趣旨に変更はない。

② 思考・判断・表現

「表現」については、基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ、各教科の内容に即して考えたり、判断したりしたことを、児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。つまり「表現」とは、これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく、思考・判断した過程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。

③ 技能

「技能」の観点では、従前の「技能・表現」が対象としていた内容を引き継ぐことになる。今回の改訂で設定された「技能」につい

ては、これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

④ 知識・理解

趣旨に変更はない。⁽³⁾

総合的学習の時間は評定ではなく、評価の対象となる。文部科学省初等中等教育局長・金森越哉「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（22 文科初第 1 号、平成 22 年 5 月 11 日）における中学校の総合的な学習の時間及び特別活動に関する記述を確認しておきたい。

2 総合的な学習の時間の記録

中学校等における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられる。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動にかかわる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等

と定めることも考えられる。⁽⁴⁾

.....

3 特別活動の記録

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙5を参考に定める。その際、例えば、「集団や社会の一員としての思考・判断・実践」にかかわる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようとする資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。⁽⁵⁾

次に高等学校の総合的な学習の時間及び特別活動に関する記述を確認しておきたい。

2 総合的な学習の時間の記録

(1) 学習活動

高等学校等における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述する。

(2) 評価

各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。⁽⁶⁾

.....

3 特別活動の記録

高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する。(7)

中学校と高等学校の生徒指導要録では形式が異なるため、記載する文章スペースも高等学校の方が広くとられている。「総合的な学習の時間では、単元が多様な学習活動で構成されることが多い」(8) ため、評価者が複数の担当者（教員、外部講師等）となることが予想される。

担当者が複数に渡る他、教科の場合には文部科学省の検定教科書を使用することから、到達目標などを設定することも学習指導要領を基づき比較しやすいことに比べ、総合的な学習の時間の到達目標（総合的な学習の時間の目標）の設定、学習方法・学習活動、評価の問題はあらかじめ、教員間での調整が必要なことは言うまでもないことだ。『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（2009）には次のように評価の方法として重要な3点を挙げている。

第1に、信頼される評価とするためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められる

第2に、多様な評価とするためには、異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。

第3に、学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切である。(9)

特別活動についても活動が多岐にわたるほか、教科では図り知れない生徒の活動状況を捉えることとなる。『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（2009）によれば、その評価について以下のような指摘がある。

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育成するという視点から評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。その際、集団活動や自らの実践のよさを知り、自信を深め、課題を見出し、それらを自らの実践の向上に生かすなど、生徒の活動意欲を喚起する評価にするよう、生徒自身の自己評価や集団の成員相互による評価などの方法について、一層工夫することが求められる。⁽¹⁰⁾

2 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

教員を養成する教職課程では「特別活動の指導法」は「教育の基礎理論に関する科目」のひとつとして現在も位置付けられている。「総合演習」は教育職員免許法施行規則の現在は教職に関する科目の単位の修得方法からは外れている。その代わりに「教職実践演習」が新しく第6欄に設置された。2019年度より新しく導入される。修得方法では「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」が設置され、授業科目として「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」(2単位)が設置される。

現在の教職課程では総合的な学習の時間(の指導)に関する科目は修得すべき科目としては設置されていない。しかし、実際には総合的な学習の時間の重要性はますます高まり、『高等学校学習指導要領解説 総則編』(2009)では「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替(第

1章第4款の8)」において次のように取り上げている。

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。⁽¹¹⁾

しかし、すべての活動が代替されるわけではない。特別活動の趣旨を踏まえることが必要である。

「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるように すること。」との規定を置いた。これらを前提としつつ、総合的な学習の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。⁽¹²⁾

3 プロセス重視の学習状況の把握

社会では結果が強く求められるのに対して、学校では結果はもちろんのことプロセスを重視することになる。これは教育の目指すところが教

育基本法にも示されている通り、「人格の完成」を目指していることも容易に理解のできるところである。結果主義、実績重視とは異なった多角的な面から評価を行うことが必要である。

多様な評価方法が、学習活動前の生徒の実態の把握、学習活動中の生徒の学習状況の把握と改善、学習活動終末の生徒の学習状況の把握と改善という、各過程に計画的に位置付けられることが重要である。すべての過程を通して、生徒の実態や学習状況を把握し、適切な指導に役立てることが大切である。⁽¹³⁾

ウェブ上に公開されている「国際教育用語辞典」によれば、以下のような解説がある。

評価を情報収集の過程として捉える

「指導と評価の一体化」ということを近年重要視する傾向が強まっている。具体的に説明すると、授業の様々な段階で、もしくは学習の様々な局面を対象にして、授業や学習の方法や学習者の学習の実態と学習成果をとらえ、そこから得た情報を、授業や学習に効果的にフィードバックしていくことを指している。つまり、「評定（成績づけ）のための評価」と「学習者の学習促進のための評価」とを明確に区別し後者を重視して授業をよりよいものにしていこうとするものである。

⁽¹⁴⁾

元来評価には「エバリュエーション」と「アセスメント」と言う観点がある。さて、ここで群馬大学の実践を通した研究成果、山口陽弘・石川克博「教育評価の理論と実践—真正の評価をめざして—」(2012)より 2箇所を引用しておきたい。

「理論」と「実践」とは一見かけ離れているように思われがちであるが、その目指す方向や考え方に関しては驚く程一致するという点である。その一致点とは、研究者も実務家も、最終的に教育評価に関しては「真正の評価 (authentic assessment)」を目指すという点である。
(15)

.....

まず、両者のニュアンスを対比的にまとめておく。「エバリュエーション」というのは、どちらかといえば児童生徒を教師が「上からの視点で」評価し、価値判断を「下す」というニュアンスがある。それに対して、「アセスメント」は多角的な視点で教師が情報収集して、児童を診断するものであり、次の教育活動にむけて改善する方策を打ち出すための行為であるというニュアンスがある。⁽¹⁶⁾

「真正の評価 (authentic assessment)」はグラント・ウィギンズ (Grant Wiggins, b.1950) が提唱したものであるが、これと似たような考え方に「形成的評価 (formative evaluation)」がある。

教育学用語。さまざまな教育活動の途上で、その活動が所期の目的を達成しつつあるかどうか、どのような点で活動計画の修正が必要であるかを知るために行われる評価活動。アメリカの B.S.ブルームがマスタリー・ラーニングの理論との関連で提唱した。従来の評価は、指導、学習の修了後に、個々の児童、生徒の習得の度合いを把握するものであったが、形成的評価は教育活動の目標、内容、方法の適否を知るためのものである。そのため、評価の前提として、これらの諸要素をよく分析し、明確化、構造化しておくことが必要である。⁽¹⁷⁾

ベンジャミン・・サミュエル・ブルーム (Benjamin Samuel Bloom, 1913-1999) は完全習得学習 (mastery learning) として評価の機能を

3つに分類した。

診断的評価 (diagnostic evaluation)	学習指導前に実施
形成的評価 (formative valuation)	学習指導の途中で実施
総括的評価 (summative valuation)	学習指導の終了後に実施

ここでは教育評価の歴史やその方法論の分析を行うことを目的としていないが、formative valuation について B. S Bloom and et al, editors. *Handbook on Formative and Summative Evaluation of Student Learning* (1971)よりその効果的な側面を次のように指摘している。

Probably the most effective use of formative evaluation is in pacing student learning. When subject matter is sequential in a course, that is, when learning units 1 and 2 are prerequisites to subsequent units, it is of importance that the student master units 1 and 2 before 3 and 4 , 3 and 4 before 5 and 6, and so forth. ⁽¹⁸⁾

.....

In sequential subjects, formative evaluation can set goals for student learning as well as a time schedule for each units. ⁽¹⁹⁾

.....

Thus formative evaluation helps the student by breaking the entire learning sequence into smaller units and by pressing him to make more adequate preparation while he and others are learning a particular unit. ⁽²⁰⁾

形成的評価では生徒へのフィードバックが重要な役割を果たすことになる。

鈴木清他編『教育評価辞典』(1975)の横溝章「特別活動の評価」のと

ころを見てみたい。

ブルーム教授 (Bloom, B.S, 1971)がのべているように、教育とは児童生徒の変化にさまざまな方法で援助する過程であって、この前提に立てば、学校の経営者や教師に対して次のような課題がせまってくる。

(1) われわれは児童生徒にどのような変化を望むのか。また、その過程で児童生徒を援助・指導するとき、われわれはどのような役割を演ずることになるのか。

(2) 実際、児童生徒は望ましい方向に変化したかどうか。また、一体どのような予期せざる結果が生じたのか、ということである。このことは、特別活動に属する児童生徒活動の評価に際してもいえるのであって、われわれ教師は児童生徒に諸活動を通して、どのような変化を期待し、そのためにどのような指導をしているのか。また、その目標にてらして、それがどの程度に達成されたのか、あるいはどのように変化したといえるのか、という点に注目するだけではなく、それらの評価はわれわれにこれまでの指導計画を反省させ、今後の援助方法や技術の吟味をせまることにもなる。したがってわれわれは、児童生徒の考え方や行動・態度に関する個人的変化にとどまらず、学級会や児童会、生徒会、各種のクラブといった集団、あるいは指導に当たる教師自身についても評価する必要がある。⁽²¹⁾

4 評価の対象と観点

総合的な学習の時間、特別活動の場合には教科科目とは異なり、いわゆる時間割上に反映されないだけに、計画の重要性に着目する必要がある。計画とは年間計画及び指導計画である。鈴木清他編『教育評価辞典』(1975)の横溝章「特別活動の評価」でも次のように指摘されている。

学校行事の評価の対象は、特別活動の特質から考え、単に実施の結果だけでなく、実施以前や実施過程の諸条件も欠くべからざる対象となる。

それらを教師側と児童生徒側とに分けてとらえると、前者には年間指導計画や個々の指導計画の適否、実施過程（事前・参加・事後）における指導の適否などがあげられ、後者には学校行事への参加の意欲や態度、および活動の結果としての児童生徒個人の発達や集団の発達などがあげられる。⁽²²⁾

特別活動には修学旅行なども位置付けとして含まれるため、その原点を遡れば、1886年の東京師範学校で行われた「長途遠足」がその始まりとも言われている。総合的な学習の時間は1998年7月に出版された教育課程審議会の答申に基づき2000年度に小学校から高校まで一斉に始まった教育課程の新しい制度である。総合的な学習時間は教科の横断的・総合的・探究的な側面があるが、新たに「協同的に取り組む姿勢」が目標に加えられたことにより、特別活動との連携がさらに大きくなった。現在では、修学旅行なども、その事前学習、参加、事後発表などはむしろ総合的な学習の時間として行われていることが多いだろう。修学旅行先も多岐にわたり、海外で実施する場合もある。児童生徒の学校行事への参加の意欲や態度が一つの観点となるが、児童生徒が学校行事に関心を持つような工夫が必要であることは言うまでもないことだ。中学・高等学校では生徒は3年間が一つのサイクルとなるが、教師にとっては毎年行われることになり、現場教師にとっては大きな負担となると共に意識が低ければマンネリ化してしまう。この意味で言えば、教師側の評価、自己点検等は大いに重要であると言わなければならないだろう。引用した鈴木清他編『教育評価辞典』（1975）はすでに40年以上の前のものであり、まだ総合的な学習の時間が設置される以前のものである。ブルームのマスタリーラーニング（完全習得学習, mastery learning）も同様であ

るが、むしろ診断的評価、形成的評価、総括的評価は現在でも評価の方法として取り上げられているところである。教科のようにこれまでの学習成果を確認するために診断的評価が用いられることはあるにせよ、総合的な学習の時間や特別活動では形成的評価が特に重要である。

5 評価よる硬直化

経営の世界からマネジメントの考え方が教育界にも大きな影響を与えるようになり、学級運営は学級経営に、説明責任、自己点検・第三者評価のためのPDCAサイクルの構築が教育界でも導入されるようになった。こうしたことによって、評価の明確化のため、目標に対する到達度の成果を数値化する傾向にある。しかし、総合的な学習の時間、特別活動は数値化した評価(評定)を行わない。「文章による記述」が求められ、特別活動においては、「所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する」とある。

また、大学入試においては「平成30年度大学入学者選抜実施要項」(平成29年6月1日付け29文科高第236号文部科学省高等教育局長通知)において、調査書について次のようなことが記載されている。

- 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する。
- 3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り具体的に記載する。

(23)

総合的な学習の時間や特別活動の活動内容と評価あるいは記録は指導要録に記載され、5年間保存される。入学試験等ではこれらの内容を反映し

た「調査書」にも記載されることとなる。

筆者が「評価の硬直化」としたのは学校という組織は硬直化する傾向にあり、そこで生み出される評価も硬直する組織化の中で評価自体も硬直化になるおそれがあるからだ。その大きな要因は教員の多忙化の問題と切り離せない関係にある。硬直化という言葉を用いないとすれば、第三者評価のための評価、説明責任をしやすいするために数値化的な発想による評価である。「文章による記述」は児童生徒ひとりひとりの活動内容や学習の成果を生かした内容を盛り込むことになるが、実際には数種類の文章によるコメントを用意し、それを当てはめていくことが多いことだろう。大学入試で判定の評価に利用されることを考えれば、「あたりさわりのない記述」となることが多くなる。

エピローグ

総合的な学習の時間及び特別活動はいわゆる教科のような学習成果を計る目的で試験を行うことは不向きな内容である。そのために点数化する評定ではなく、評価は文章で表現される。また、学習活動自体も校内だけにとどまらず、外部講師などの下で行われることがある。担任による単独の担当者のみの評価だけではなく、複数担当者による評価となる。さらに最近の大学入試では多様化する評価を文部科学省が求めているため、調査書に記載されている活動内容を活用されることがある。と、なれば高等学校における記載も「生徒の長所を取り上げるよう留意する」⁽²⁴⁾とあるように、記載内容がさらに類似化してくる現象が生じるだろう。高等学校側は「長所を取り上げる」という趣旨というよりは、実際には「生徒に不利にならないようにあたりさわりのない記述にする」なる弊害も否定はできない。

注

- (1) 「資料 2-2 「教科」について 1. 学習指導要領における変遷」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/attach/1340551.htm(2017年 8月 4日アクセス)
- (2) 「7 評価」
<http://www.apec.aichi-c.ed.jp/shoko/kyouka/guidebook17/pdf/07.pdf#search=%27%E8%A9%95%E5%AE%9A++%E6%95%99%E8%82%B2%E7%94%A8%E8%AA%9E%27>(2017年 8月 5日アクセス)
- (3) 「第 2 章 新しい学習指導要領を踏まえた学習評価」
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/4/9/8/4986565994bc27a78605c3596be3498b.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98+%E8%A9%95%E4%BE%A1+%E8%A9%95%E5%AE%9A%27>(2017年 8月 4日アクセス)
- (4) 「【別紙 2】 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1292902.htm
(2017年 8月 5日アクセス)
- (5) Ditto.
- (6) 「【別紙 3】 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1292903.htm
(2017年 8月 5日アクセス)
- (7) Ditto.
- (8) 『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(文部科学省、2009年 7月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/29/1282000_19.pdf#search=%27%E7

%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%81%AE%E6%99%82%E9%96%93+%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%27(2017年8月6日アクセス)、p.111.

(9) Ibid., p.64.

(10) 『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』(文部科学省、2009年7月)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/29/1282000_20.pdf#search=%27%E3%80%8E%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6+%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%B7%A8%E3%80%8F%27(2017年8月8日アクセス)、p.81.

(11) 『高等学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2009年7月)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1282000_01.pdf#search=%27%E3%80%8E%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E7%B7%8F%E5%89%87%E7%B7%A8%E3%80%8F%27 (2017年8月9日)、p.49.

(12) Ibid., p.50.

(13) 『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(文部科学省、2009年7月)、p.64.

(14) 「国際教育用語辞典」

<http://www.jle-labo.com/jiten/hyouka1.html> (2017年8月7日アクセス)

(15) 山口陽弘・石川克博「教育評価の理論と実践—真正の評価をめざし

- て一」(『群馬大学教育実践研究』第29号、2012)、p.187.
- (16) Ibid., p.188.
- (17) 「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説」
<https://kotobank.jp/word/%E5%BD%A2%E6%88%90%E7%9A%84%E8%A9%95%E4%BE%A1-170807> (2017年8月8日アクセス)
- (18) B. S Bloom and et al, editors. *Handbook on Formative and Summative Evaluation of Student Learning* (New York: McGraw Hill Book Company, 1971), p.130
- (19) Ditto.
- (20) Ibid., p.131.
- (21) 横溝章「特別活動の評価」(鈴木清他編『教育評価辞典』(第一法規出版、1975年6月)、p.200.
- (22) Ibid., p.205.
- (23) 「平成30年度大学入学者選抜実施要項」(平成29年6月1日付け29文科高第236号文部科学省高等教育局長通知)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/07/06/1282953_02.pdf (2017年8月9日アクセス)、p.3.
- (24) 「【別紙3】 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1292903.htm (2017年8月5日アクセス)

【キーワード】総合的な学習の時間、特別活動、評価、評定、真正の評価